平成２４年（フ）第５８号
高松市郷東町131番地２
破産者　富永　昌治
１　破産債権の届出期間　平成25年３月15日まで
２　一般調査期日　平成25年５月10日午前10時10分
平成25年２月１日　高松地方裁判所丸亀支部
平成２４年（フ）第７６号
香川県丸亀市飯山町川原1098番地６
破産者　兼森　洋子
１　破産債権の届出期間　平成25年３月15日まで
２　一般調査期日　平成25年５月10日午前10時30分
平成25年２月１日　高松地方裁判所丸亀支部
平成２４年（フ）第４３号
京都府綾部市坊口町栢ノ木６番地
破産者　坂根　幸雄
１　破産債権の届出期間　平成25年４月16日まで
２　一般調査期日　平成25年５月16日午前10時
平成25年１月31日
京都地方裁判所福知山支部破産係

債権者集会等の期日

平成２２年（フ）第１９５６３号
東京都渋谷区千駄ケ谷３丁目８番６号　千駄ヶ谷アドレス101
破産者　株式会社アレッサインターナショナル
債権者集会・債権調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月11日午後３時30分
平成25年１月25日
東京地方裁判所民事第20部

免責審尋期日

平成２４年（フ）第１３８４１号
埼玉県川口市元郷２丁目15―１―3811、住民票上の住所東京都豊島区池袋２丁目30―８
破産者　須田　直之
審尋期日　平成25年５月13日午後１時30分
平成25年１月30日
東京地方裁判所民事第20部
平成２４年（フ）第１３８４２号
埼玉県川口市元郷２丁目15―１―3811、住民票上の住所東京都豊島区池袋２丁目30―８
破産者　須田　優子
審尋期日　平成25年５月13日午後１時30分
平成25年１月30日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第１０１号
和歌山市鷹匠町２丁目58番地
清算株式会社　金場工業株式会社
１　決定年月日　平成25年１月30日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
和歌山地方裁判所民事部
平成１７年（ヒ）第２９号
新潟市中央区八千代１丁目５番32号
清算会社　東新不動産株式会社
清算人　伊原真千子
１　決定年月日　平成25年１月31日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
新潟地方裁判所第１民事部

特別清算協定認可

平成２４年（ヒ）第１００２号
福岡市博多区博多駅南３丁目22番２号
清算株式会社　株式会社オーエービジネス
代表清算人　岸田　憲一
１　決定年月日　平成25年１月30日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　全ての協定債権者は、清算株式会社に対し、本協定認可決定確定時に特別清算開始決定日以後の利息及び遅延損害金全額を免除する。
２　本協定に基づく弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
３　本協定による割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
４　清算株式会社は、協定債権者福岡県信用保証協会に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１週間以内に800万円を弁済する。
５　協定債権者福岡県信用保証協会は、前項の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から前項の弁済額800万円を控除した残額につき、その債務を免除する。
６　協定債権者株式会社オーニシ及び同大西総業株式会社は、清算株式会社に対する各協定債権の全額につき、本協定認可決定確定時にその債務をいずれも免除する。
７　第４項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者福岡県信用保証協会に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合においては、協定債権者福岡県信用保証協会が第５項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
福岡地方裁判所第４民事部

包括的禁止命令

平成２５年（再）第１号
千葉県船橋市馬込西３丁目14番25号、商業登記簿上の本店所在地千葉県鎌ケ谷市南初富４丁目17番41号
再生債務者　株式会社クリーク
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成25年１月28日
東京地方裁判所民事第20部

保全管理命令

平成２５年（再）第１号
千葉県船橋市馬込西３丁目14番25号、商業登記簿上の本店所在地千葉県鎌ケ谷市南初富４丁目17番41号
再生債務者　株式会社クリーク
１　主文　保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　東京都港区虎ノ門２丁目９番９号　虎ノ門倉並ビル３階　北・望月法律事務所　弁護士　望月　　真
平成25年１月28日
東京地方裁判所民事第20部

監 督 命 令

平成２５年（再）第５号
東京都杉並区西荻北１丁目５番11号
再生債務者　株式会社モミジ
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区丸の内２丁目４番１号　丸の内ビルディング23階2311区　梶谷綜合法律事務所　弁護士　大澤加奈子
平成25年１月29日
東京地方裁判所民事第20部
平成２５年（再）第６号
東京都八王子市南町５番８号
再生債務者　株式会社関東実技
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都中央区日本橋２―３―21　八重洲セントラルビル８階　日本橋総合法律事務所　弁護士　中根　茂夫
平成25年１月28日
東京地方裁判所民事第20部
平成２５年（再）第７号
東京都港区南青山３丁目１番30号
再生債務者　株式会社ブルームインターナショナル
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区丸の内２―２―２　丸の内三井ビル　シティユーワ法律事務所　弁護士　澤野　正明
平成25年１月31日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２５年（再）第３号
神奈川県川崎市麻生区下麻生１丁目32番37号　セブンドリームビル
再生債務者　株式会社セブンオーシャン
１　決定年月日時　平成25年１月28日午前10時45分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年２月25日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成25年４月１日から平成25年４月８日まで
東京地方裁判所民事第20部
平成２５年（再）第４号
神奈川県川崎市多摩区南生田６丁目22番３号
再生債務者　末川　國弘
１　決定年月日時　平成25年１月28日午前10時45分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年２月25日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成25年４月１日から平成25年４月８日まで
東京地方裁判所民事第20部